

中小企業会計指針

Q : 中小企業会計指針なるものがあるようですが、これは一体何ですか？

A : 会社法に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として普及、定着することが期待されているものです。

【解説】

中小企業会計指針とは、「中小企業の会計に関する指針」のことでありますが、商法に定められている公正なる会計指針の一つとして、また、来年施行される会社法に規定されている一般に公平妥当と認められる企業会計の慣行として、普及、定着が期待されているものです。

この指針は、「中小企業が、計算書類を作成するに当たり、拠るところが望ましい会計処理や注記等を示したもの」としてしますので、強制的に採らなければならないというものではないのですが、中小企業に推奨されるべきものとして多くが採用することを期待しています。

また、会計参与設置会社については、この「指針に拠ることが適当」としていることから、推奨よりは強制に近いものを期待しているものと思われます。

いずれにせよ、この指針に基づいて作成された計算書類は、債権者等から信頼のおけるものとして評価されることでしょう。

なお、この指針は、公開会社等を除くすべての会社の会計処理の拠り所となるよう期待されているものであることから、株式会社のみならず、有限会社や合名会社、合資会社が計算書類を作成する場合についても採用されたしとしています。

